

市民税・県民税

申告相談とよくある問い合わせ

今年も税の申告時期が近づいてきました。早めに準備をして申告に備えましょう。

★課税課 ☎ 1123

■申告相談

「平成29年度市民税・県民税申告」と「平成28年分所得税の確定申告」（還付申告などの簡易な申告のみ）の申告相談を行います。

日程・会場

- ① 2月14日(火)～20日(月) アスパアこだま
 - ② 2月21日(火)～3月15日(水) 市役所6階 大会議室
- ※各地区ごとの申告日程表は広報2月号に掲載します。

・市営住宅及び県営住宅入居者（中学生以下は除く）
 ・所得・課税証明書が必要な人

Q 申告に必要なものは何ですか？

A 次の書類などを用意してください。

- ① 個人番号カード又は通知カード及び身元確認のできるもの（運転免許証など）
- ※社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が開始されたことにより、申告手続きの際には、個人番号（マイナンバー）の記載が必要になります。
- ② 印鑑
- ③ 所得がわかるもの
- ・給与所得、年金所得のある人
- ・源泉徴収票
- ・事業所得（営業、農業）、不動産所得のある人
- ・収入内訳書（事前に収支計算を済ませてください）
- ・配当所得、一時所得、雑所得のある人
- ・年間取引報告書、支払調書
- ④ 各種控除を証明できるもの
- ・社会保険料控除を受ける人
- ・社会保険料（国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険など）の領収書又は支払証明書
- ・生命保険料控除（一般、個人年金、介護医療）及び地震保険料控除を受ける人
- ・控除証明書
- ・寄附金控除を受ける人
- ・領収書又は支払証明書
- ・医療費控除を受ける人
- ・医療費の明細書及び医療機関の領収書（※保険金などで補てんされた金額がある人はその金額がわかる書類も必要です）
- ・障害者控除を受ける人
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除認定書
- ⑤ 所得税の還付を受ける人は、申告者本人名義の口座が確認できる預金通帳など

Q 医療費控除を受けたいのですが必要書類は何ですか？また、市で作成してもらえますか？

A 支払った医療費の領収書と「医療費の明細書」が必要です。事前に診療を受けた人ごと、医療機関ごとに累計を済ませてください。また、市では書類の作成は行いません。なお、健康保険や生命保険の制度等からの補てん金分は、医療費から差し引かれます。

※「医療費の明細書」は、税務署、課税課（市役所1階）、市民福祉課（アスパアこだま内）で配布又は市ホームページからダウンロードできます。

Q 収入が公的年金のみですが、申告は必要ですか？

A 所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。また、公的年金の収入が400万円以下で公的年金以外の所得が20万円以下の場合、確定申告は不要ですが公的年金以外の所得がある場合や、源泉徴収票に記載されている控除以外に各種控除を追加する場合は市民税・県民税申告が必要です。

※「収入が公的年金のみですが、申告は必要ですか？」

所得税の還付を受ける場合、確定申告が必要ですが、公的年金の収入が400万円以下で公的年金以外の所得が20万円以下の場合、確定申告は不要ですが公的年金以外の所得がある場合や、源泉徴収票に記載されている控除以外に各種控除を追加する場合は市民税・県民税申告が必要です。

Q 収入が公的年金のみですが、申告は必要ですか？

A 所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。また、公的年金の収入が400万円以下で公的年金以外の所得が20万円以下の場合、確定申告は不要ですが公的年金以外の所得がある場合や、源泉徴収票に記載されている控除以外に各種控除を追加する場合は市民税・県民税申告が必要です。

※「収入が公的年金のみですが、申告は必要ですか？」

所得税の還付を受ける場合、確定申告が必要ですが、公的年金の収入が400万円以下で公的年金以外の所得が20万円以下の場合、確定申告は不要ですが公的年金以外の所得がある場合や、源泉徴収票に記載されている控除以外に各種控除を追加する場合は市民税・県民税申告が必要です。

※「収入が公的年金のみですが、申告は必要ですか？」

所得税の還付を受ける場合、確定申告が必要ですが、公的年金の収入が400万円以下で公的年金以外の所得が20万円以下の場合、確定申告は不要ですが公的年金以外の所得がある場合や、源泉徴収票に記載されている控除以外に各種控除を追加する場合は市民税・県民税申告が必要です。

※「収入が公的年金のみですが、申告は必要ですか？」

■所得税の還付を受ける人へ

所得税の還付を受けるための申告書は、1月4日(水)から本庄税務署に提出又はe-Taxを利用して提出できます。申告相談会場は非常に混み合いますので、還付申告をする人はご利用ください。また、税理士による無料税務相談もご利用ください。

■平成28年度の税制改正医療費控除の特例（スイッチOTC薬控除）の創設

検診や予防接種等を受けている人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、スイッチOTC医薬品を購入した場合、その購入費用（年間10万円を限度）のうち1万2千円を超える額を所得控除できる制度が創設されました。医療費控除は、この特例又は従来の医療費控除のどちらか一方のみを受けることができます。

※スイッチOTC医薬品：特定一般用医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品）

本庄税務署からお知らせ

Info

▶確定申告書に個人番号（マイナンバー）の記載が必要になります

平成28年分の確定申告から、申告書等への個人番号の記載が必要になります。また、税務署等に個人番号を記載した申告書などを提出する際は、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。

本人確認を行うときに使用する書類の例

- ① 個人番号カード（番号確認と身元確認）
- ② 通知カード（番号確認）+ 運転免許証、健康保険被保険者証等（身元確認）

▶確定申告書は自宅で作成できます！

還付申告は、確定申告期間（2月16日(木)～3月15日(水)）の前から行えます（土・日・祝日を除く）。確定申告書の作成は国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成できます。作成した申告書を自宅のプリンタで印刷し郵送

等で提出できますのでご利用ください。また、作成したデータは「e-Tax(電子申告)」を利用して提出することもできます。詳しくは、国税庁ホームページ又は税務署にお問い合わせください。

▶確定申告をすれば税金が戻る人

給与所得者で確定申告の必要がない人でも、次のような場合、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合、還付を受けるための申告（還付申告）により税金が還付されます。

- ① 災害・盗難・横領により住宅や家財などの資産に受けた損害等について雑損控除を受ける場合
- ② 病気やけが等で支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- ③ 家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして（特定増改築等）、住宅借入金等特別控除を受ける場合など

★本庄税務署 ☎ 21111（自動音声案内）

平成28年分所得税確定申告

税理士による無料税務相談をご利用ください

申告相談及び申告書の作成を無料で行います。希望者は、事前に各税理士事務所に電話連絡のうえご利用ください。なお事前連絡の際に、相談日時、必要書類等を確認してください。

対象 年収600万円以下の給与所得者で医療費控除や住宅借入金等特別控除などの申告をする人、及び年金受給者で確定申告が必要な人

●無料税務相談の日程表（相談時間：午前9時30分～午後4時）

| 日程 | 税理士名 | 電話 | 事務所所在地 |
|---------|-------|-------|--------|
| 2月1日(水) | 青木 貴子 | ☎3491 | 南 |
| | 柴崎 厚 | ☎0606 | 栄 |
| | 黒田 浩次 | ☎6745 | 見福 |
| 2月2日(木) | 塚本 富雄 | ☎0684 | 美里町下児玉 |
| | 山田 米雄 | ☎6361 | 上里町七本木 |
| | 角谷 高之 | ☎5370 | 駅南 |
| 2月3日(金) | 池田 敦司 | ☎7901 | 西富田 |
| | 黒澤 祥一 | ☎1414 | 上里町七本木 |
| | 野沢 一雄 | ☎2696 | 上里町七本木 |
| 2月4日(土) | 岩堀 薫 | ☎1678 | 朝日町 |
| | 藤井 桂一 | ☎3625 | 見福 |
| | 根岸 精一 | ☎2235 | 五十子 |
| | 松本 和弘 | ☎0315 | 上里町三町 |
| 2月6日(月) | 浅見 秀子 | ☎0679 | 西富田 |
| | 高橋 幸一 | ☎1980 | 児玉町児玉 |
| | 真々田 豊 | ☎4529 | 東台 |
| 2月7日(火) | 石田九洲男 | ☎6857 | 本庄 |
| | 小川 輝 | ☎0888 | 牧西 |
| | 目時 悟 | ☎8859 | 上里町金久保 |

| 日程 | 税理士名 | 電話 | 事務所所在地 |
|----------|-------|-------|---------|
| 2月8日(水) | 木村 睦子 | ☎1120 | けや木 |
| | 須永 秀和 | ☎4867 | 前原 |
| | 田村加代子 | ☎8859 | 上里町金久保 |
| 2月9日(木) | 小池 裕太 | ☎3074 | 本庄 |
| | 田中 圭二 | ☎3733 | 栗崎 |
| | 三沢 俊之 | ☎2800 | 朝日町 |
| 2月10日(金) | 小暮真一郎 | ☎2141 | 上里町勅使河原 |
| | 多賀谷 実 | ☎7871 | 見福 |
| | 根岸 孝明 | ☎9269 | 栗崎 |
| 2月13日(月) | 塚本 雅俊 | ☎4910 | 上里町七本木 |
| | 松本 純一 | ☎0315 | 上里町三町 |
| | 三澤 力男 | ☎7988 | 朝日町 |
| 2月14日(火) | 田村 幸一 | ☎7808 | 下野堂 |
| | 松本 健 | ☎5614 | 本庄 |
| | 山下 政信 | ☎1317 | 児玉町吉田林 |
| 2月15日(水) | 松本 悦子 | ☎1965 | 若泉 |
| | 宮田 昌代 | ☎2764 | 上里町七本木 |
| | 吉澤 政志 | ☎9945 | 上里町勅使河原 |

*お問い合わせは、関東信越税理士会本庄支部（☎27091）へ